

一、相关新法令、新政策

● 关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（二）

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释（2008）6号
 【发布日期】2008-05-12
 【实施日期】2008-05-19
 【提示】该规定对解散公司诉讼案件和公司清算案件的有关问题进行了规定。

管辖法院	<ul style="list-style-type: none"> - 解散公司诉讼案件和公司清算案件，由公司住所地（即，公司主要办事机构所在地）法院管辖。公司办事机构所在地不明确的，由其注册地人民法院管辖。 - 县、县级市或者区的公司登记机关核准登记公司的解散诉讼案件和公司清算案件，由基层法院管辖；其他的，由中级法院管辖。
解散公司诉讼案件	<ul style="list-style-type: none"> - 明确了单独或者合计持有公司全部股东表决权百分之十以上的股东可以提起解散公司诉讼的四种情形。 - 明确了股东以知情权、利润分配请求权等权益受到损害等为由，提起解散公司诉讼的，法院不予受理。 - 股东提起解散公司诉讼应以公司为被告。其他股东或者有关利害关系人可以共同原告或者第三人身份参加诉讼。 - 在不违反法律、行政法规强制性规定的前提下，当事人可以协商同意由公司或者股东收购股份，或者以减资等方式使公司存续。 - 法院关于解散公司诉讼作出的判决，对公司全体股东具有法律约束力。法院判决驳回解散公司诉讼请求后，提起该诉讼的股东或者其他股东又以同一事实和理由提起解散公司诉讼的，法院不予受理。
公司清算案件	<ul style="list-style-type: none"> - 明确了债权人申请法院指定清算组进行清算的三种情形。 - 法院指定的清算组成员可以从以下人员或者机构中产生： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公司股东、董事、监事、高级管理人员； ➢ 依法设立的律师事务所、会计师事务所、破产清算事务所等社会中介机构； ➢ 依法设立的律师事务所、会计师事务所、破产清算事务所等社会中介

一、関連する新法令、新政策

● 「中華人民共和國会社法」を適用するにあつての若干の問題についての規定（二）

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法积[2008]6号
 【発布日】2008-05-12
 【施行日】2008-05-19
 【コメント】本規定は、会社の解散訴訟案件及び会社清算案件の關係問題について規定を行っている。

管辖法院	<ul style="list-style-type: none"> - 会社解散訴訟案件及び会社清算案件は、会社の所在地（即ち、会社の主要な事務機関所在地）の法院が管轄する。会社の事務機関所在地が明確でない場合は、その登録地の人民法院が管轄する。 - 県、県級の市又は区の会社登録機関が登記を認可した会社の解散訴訟案件及び会社清算案件は、基層法院が管轄する。その他の場合は、中級法院が管轄する。
会社解散訴訟案件	<ul style="list-style-type: none"> - 単独で、又は合計して会社の全出資者の10%以上の表決権を持つ出資者が会社解散の訴訟を提起できる 4 通りの状況を明確にした。 - 出資者が、知る権利・利益配当請求権等が損害を被ったことを理由に、会社解散訴訟を提起する場合、法院は受理しないことが明確になった。 - 出資者が会社解散訴訟を提起する場合、会社を被告としなければならない。その他の出資者又は關係する利害關係者は、共同原告又は第三者の身分で訴訟に参加することができる。 - 法律、行政法規の強行規定に違反しないという前提で、当事者は協議により会社又は出資者が出資持分を購入し、又は減資等の方式によって会社を存続させることに同意することができる。 - 法院が会社解散訴訟について下した判決は、会社の全出資者に対し法的拘束力を持つ。法院が会社解散の訴訟請求を却下した後、当該訴訟を提起した出資者又はその他の出資者が、同一の事実及び理由により会社解散訴訟を提起する場合、法院は受理しない。
会社清算案件	<ul style="list-style-type: none"> - 債権者が法院の指定する清算委員会に清算を申請する場合の 3 通りの状況を明確にした。 - 法院が指定する清算委員会の構成員は、次に掲げる人員又は機関から選出することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社の出資者、董事、監事、高級管理職者 ➢ 適法に設立した法律事務所、會計事務所、破産清算事務所等の社会の仲介機関

	<p>机构中具备相关专业知识和取得执业资格的人员。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 债权人对清算组核定的债权有异议的, 可以要求清算组重新核定。清算组不予重新核定, 或者债权人对重新核定的债权仍有异议, 债权人可以公司为被告向法院起诉。 - 债权人在规定的期限内未申报债权, 在公司清算程序终结前补充申报的, 清算组应予登记。债权人补充申报的债权, 可以在公司尚未分配财产中予以清偿。债权人或者清算组, 以公司尚未分配财产和股东在剩余财产分配中已经取得的财产不能全额清偿补充申报的债权为由, 向法院提出破产清算申请的, 法院不予受理。 - 有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东, 以及公司的实际控制人有以下行为的, 债权人可以主张其承担相应的责任: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未在法定期限内成立清算组开始清算, 导致公司财产贬值、流失、毁损或者灭失的; ➢ 因怠于履行义务, 导致公司主要财产、帐册、重要文件等灭失, 无法进行清算的; ➢ 在公司解散后, 恶意处置公司财产给债权人造成损失, 或者未经依法清算, 以虚假的清算报告骗取公司登记机关办理法人注销登记的; ➢ 公司未经清算即办理注销登记, 导致公司无法进行清算的。 - 公司解散时, 股东尚未缴纳的出资 (包括到期应缴未缴的出资, 以及分期缴纳尚未届满缴纳期限的出资) 应作为清算财产。
--	---

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browsers/contentpro.jsp?contentid=co2187335018>

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 適法に設立した法律事務所、会計事務所、破産清算事務所等の社会の仲介機関において関係する専門知識を持ち、執務資格を取得している人員 - 債権者が清算委員会の査定した債権に異議がある場合、清算委員会に改めて査定を行うよう求めることができる。清算委員会が改めて査定を行わず、又は債権者が改めて査定された債権に依然異議がある場合、債権者は会社を被告とし法院に提訴することができる。 - 債権者が所定の期限までに債権を申告せず、会社清算手続の終結前に補充申告した場合、清算委員会は登記を行うものとする。債権者が補充申告した債権は、未処分の資産の中から弁済することができる。債権者又は清算委員会が、会社の未処分資産及び出資者の残余財産の配当の中からすでに取得した資産では補充申告した債権を全額弁償できないことを理由に、法院に破産清算申請を行う場合、法院は受理しない。 - 有限責任会社の出資者、株式有限会社の董事及び支配株主、並びに会社の実際の支配者に次に掲げる行為があった場合、債権者はかかる責任を負うよう主張することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所定の期限までに清算委員会が清算を開始しなかったために、会社の資産が価値下落し、流失し、破損し、又は滅失した場合。 ➢ 履行義務を怠ったために、会社の主要な資産、帳簿、重要書類等が滅失し、清算ができなくなった場合。 ➢ 会社の解散後、会社の資産を悪意で処分し債権者に損失をもたらし、又は適法に清算を行わず、虚偽の清算報告をもって会社登録機関で登録抹消を行った場合。 ➢ 会社が清算を行わずに登記を抹消し、会社が清算を行えなくなってしまう場合。 - 会社が解散する場合、出資者の払込み済みでない出資 (期日が到来しても払い込んでいない出資金、及び分割して払い込む場合の払込み期日が到来していない部分の出資金を含む) は清算財産とする。
--	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browsers/contentpro.jsp?contentid=co2187335018>

● [商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法](#)

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、国家工商总局

【发布文号】商务部、国家发展和改革委员会、国家工商总局令 2008 年第 8 号

【发布日期】2008-05-15

【实施日期】2008-06-01

【提 示】根据该办法，向消费者提供零售服务的各类超市、商场、集贸市场可自主制定塑料购物袋价格，并明码标价。但不得有下列行为，如果违反，有可能被工商行政管理部门处以最高 10000 元的罚款：

- 低于经营成本销售塑料购物袋；
- 不标明价格或不按规定的内容方式标明价格销售塑料购物袋；
- 采取打折或其他方式不按标示的价格向消费者销售塑料购物袋；
- 向消费者无偿或变相无偿提供塑料购物袋。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2008-05/15/content_975809.htm

● [关于做好本市危险化学品生产企业安全生产许可证颁发管理工作的通知](#)

【发布单位】上海市安全生产监督管理局

【发布文号】沪安监管危化〔2008〕105 号

【发布日期】2008-05-06

【提 示】该通知对危险化学品生产的判定、安全生产条件的说明、安全评价工作的要求、《安全生产许可证》办理程序和有关要求等事宜进行了明确。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14442.html>

● [关于加工贸易单耗复核程序的公告](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2008 年第 32 号

【发布日期】2008-05-12

【实施日期】2008-05-12

【提 示】根据该公告，加工贸易企业对海关作出的单耗核定结果有异议的，可分别向核定海关的上一级海关提出书面复核申请。该公告对复核的提出、管理部门、提交材料、复核结果的作出等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www1.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=3889&infoid=111381&ctl=infodetail&mid=1188&c>

● [商品小売施設レジ袋有料使用管理弁法](#)

【発布機関】商務部、国家発展改革委員会、国家工商総局

【発布番号】商務部、国家発展改革委員会、国家工商総局令 2008 年第 8 号

【発布日】2008-05-15

【施行日】2008-06-01

【コメント】本弁法によると、消費者に小売サービスを提供する各種スーパー、商店、自由市場はレジ袋の価格を自主設定することができ、その値段はレジ袋に明示される。ただし、次に掲げる行為があってはならず、違反した場合、工商行政管理部门から最高 10,000 万元の罰金が科される。

- 原価より安くレジ袋を販売する行為。
- 値段を明示せず、又は規定通りの内容を記載せずに値段表記し、レジ袋を販売する行為。
- 割引し、又はその他の方式で明示した価格通りに消費者にレジ袋を販売しない行為。
- 消費者に無料で、又は事実上無料でレジ袋を提供する行為。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2008-05/15/content_975809.htm

● [上海市危険化学品生産企業安全生産許可証交付管理作業を貫徹することについての通知](#)

【発布機関】上海市安全生産監督管理局

【発布番号】滬安監管危化〔2008〕105 号

【発布日】2008-05-06

【コメント】本通知は、危険化学品生産の判定、安全生産条件の説明、安全評価作業の要求、「安全生産許可証」の手續及び関連する要求等の事項について明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14442.html>

● [加工貿易単耗再審査手續についての公告](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2008 年第 32 号

【発布日】2008-05-12

【施行日】2008-05-12

【コメント】本公告によると、加工貿易企業が税関による単耗（加工貿易企業が正常な加工条件のもとで単位あたりの完成品を加工するのに消耗・使用する材料・部品量）審査結果について異議がある場合、審査を行った税関の直近上級の税関に書面で再審査の申請を行うことができる。本公告は再審査の申立、管理部门、提出書類、再審

[ontainertype=g&containername= default&containersrc=notitle.ascx](#)

査結果の判断等について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www1.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=3889&infoid=111381&ctl=infodetail&mid=1188&ontainertype=g&containername= default&containersrc=notitle.ascx>

● [关于证券公司申请首次公开发行股票并上市监管意见书有关问题的规定](#)

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会公告(2008)19号
【发布日期】2008-05-12
【实施日期】2008-05-12
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/gzdt/2008-05/15/content_975882.htm

● [証券会社の新規公開株発行及び上場の申請監督管理意見書関係事項についての規定](#)

【発布機関】中国証券監督管理委員会
【発布番号】中国証券監督管理委員会公告[2008]19号
【発布日】2008-05-12
【施行日】2008-05-12
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/gzdt/2008-05/15/content_975882.htm

● [关于加强捐赠救灾药品和医疗器械监管工作的通知](#)

【发布单位】国家食品药品监督管理局
【发布文号】国食药监电(2008)20号
【发布日期】2008-05-14
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0055/29736.html>

● [寄贈された災害救済用薬品及び医療器械監督管理作業を強化することについての通知](#)

【発布機関】国家食品薬品監督管理局
【発布番号】国食薬監電[2008]20号
【発布日】2008-05-14
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0055/29736.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [国务院各部委为抗震救灾出台系列措施](#)

为支持抗震救灾，国务院各部委出台了一系列措施。主要包括：

- 交通部：经省级人民政府同意，各地向灾区运送救灾物资的车辆，可按照“绿色通道”政策，免缴车辆通行费。
- 国家工商总局：抗震救灾期间，进入灾区市场销售的食品、蔬菜等生活必需品，免缴市场管理费。
- 海关总署：各地进境救灾物资，可凭民政部、国家地震局及省级部门出具的证明先予登记放行，后补办手续。

二、関連する新情報

● [国务院各部・委員会\(省庁\)が地震救済のため一連の措置を公布](#)

地震救済を後押しするため、国务院の各部・委員会は一連の措置を公布した。具体的には次の通りである。

- 交通部：省級人民政府の同意を受けた上で、各地から被災地域に災害救援物資を運搬する車両は、「グリーン通路」政策に基づき、車両通行料が免除される。
- 国家工商総局：地震救済期間中、被災地のマーケットに入り販売される食品、野菜等の生活必需品は、市場管理費が免除される。
- 税関総署：各地から輸入される救援物資は、

- 国家税务总局：个人的捐赠额未超过纳税义务人申报的应纳税所得额30%的部分，可以从其应纳税所得额中进行扣除。根据《企业所得税法》，企业发生的公益性捐赠支出，在年度利润总额12%以内的部分，可以在计算应纳税所得额时扣除。
- 银行业监督管理委员会：从境内外通过中国各银行业金融机构汇往灾区的捐款，免收手续费。

(里兆律师事务所 2008 年 05 月 16 日整理编写)

民政部・国家地震局及び省級部門が発行した証明書に基づき先に登記すれば通行が認められ、後から手続を補足することができる。

- 国家稅務總局：個人の義援金の額が、納稅義務者が申告する課稅所得額の30%を超えていない部分については、その課稅所得額から控除することができる。「企業所得稅法」に基づき、企業に発生した公益性寄贈支出が、年度の利益總額の12%以内の部分である場合、課稅所得額を計算する際に控除することができる。
- 銀行業監督管理委員會：国内外から中国の各銀行業金融機關を通し被災地に送金する義援金は、手数料を免除する。

(里兆法律事務所が 2008 年 5 月 16 日付で作成)

● 新近出台的《高新技术企业认定管理办法》简介

2008 年 04 月 14 日，科学技术部、财政部和国家税务总局联合颁布了《高新技术企业认定管理办法》(自 2008 年 01 月 01 日起实施；以下简称“新办法”)。新办法明确规定，在《国家重点支持的高新技术领域》(新办法之附件)内，持续进行研究与技术成果转化，形成企业核心自主知识产权，并以此为基础开展经营活动，在中国境内(不包括香港、澳门、台湾地区)注册一年以上的居民企业均可以按照规定申报高新技术企业资格，依法享受相关政策。

新办法与过去的规定(主要包括 1996 年颁布的《国家高新技术产业开发区外高新技术企业认定条件和办法》、2000 年颁布的《国家高新技术产业开发区高新技术企业认定条件和办法》等，均自 2008 年 01 月 01 日起停止执行；以下统称“旧办法”)相比，在许多方面有了值得肯定的变化和创新。以下，律师对此进行简要介绍。

一、在实施范围方面，对高新技术产业开发区内、高新技术产业开发区外(以下简称“区内”、“区外”)的企业进行了统一。

在高新技术企业的认定条件和认定程序方面，旧办法对于区内、区外的企业作出了不同的规定。新办法则不再作出这一区分，而是采取统一的认定条件和认定程序。律师理解，新办法统一高新技术企业的认定条件和认定程序的着眼点包括：

1. 消除区内、区外企业在高新技术企业的认定条件和认定程序方面的差异，平衡区内、区外企业的发展。根据旧办法，区外的企业，相比区内的企业，其高新技术企业的认定条件和认定程序更加严格。例如，区外的高新技术企业，必须具备下述条件：“已有二年以上的营运期，运行机制良好”、“年总收入在 3000 万元以上，

● 先頃公布された「ハイテク企業認定管理弁法」の簡潔な紹介

2008 年 4 月 14 日、科学技術部、財政部及び国家稅務總局が「ハイテク企業認定管理弁法」(2008 年 1 月 1 日から施行、以下「新弁法」という)を共同で公布した。新弁法は、「国が重点的にサポートするハイテク分野」(新弁法の添付書類)の中で、継続的に研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、かつまたこれをベースに経営活動を展開させ、中国国内(香港、マカオ、台湾地域は含まない)で登録して一年以上経過した居民企業は、いずれも規定に基づきハイテク企業の資格を申請することができ、法に照らして関連政策を受けることができると明確に定められている。

新弁法と過去の規定(1996 年に公布された「国家ハイテク産業開発区外ハイテク企業認定条件及び弁法」、「2000 年に公布された「国家ハイテク産業開発区ハイテク企業認定及び弁法」を主に含み、これらはいずれも 2008 年 1 月 1 日から執行停止されているものである。以下「旧弁法」と総称する)とを比較した場合、認めるに値する変化と革新が数多くある。以下、筆者はこれについて簡潔に紹介する。

一、実施範囲についてみた場合、ハイテク産業開発区内、ハイテク産業開発区外(以下「区内」、「区外」という)の企業を統一している。

ハイテク企業の認定条件と認定手続についてみると、旧弁法では区内、区外の企業について異なった規定を行っている。新弁法ではこの区別を取り払い、統一した認定条件と認定手続を採用している。筆者は、新弁法がハイテク企業の認定条件と認定手続を統一した着眼点は次の通りであると考えます。

1. **区内・区外企業のハイテク企業の認定条件と認定手続の方面での違いをなくし、区内・区外企業の発展の調和をとること。**旧弁法によると、区外の企業は、区内の企業と比べ、ハイテク企業の認定条件と認定手続がより厳しかった。たとえば、区外のハイテク企業は必ず次の条件を具備していなければならなかった。「すでに二年

全员劳动生产率在 15 万元/人·年以上，年人均利税在 3 万元以上，并有与其规模相适应的生产、经营场所和设施。”、“企业的注册经营期在十年以上”，而区内的高新技术企业则不需要具备这些条件。根据新办法，这些差异不复存在。

2. 消除不同高新技术产业开发区的企业在高新技术企业的认定条件和认定程序方面的差异，平衡不同高新技术产业开发区的企业的发展。以往，尽管对区内企业的高新技术企业认定有统一的规定，但是实践中，不同的高新技术产业开发区实行着不同的高新技术企业的认定条件和认定程序。新办法也旨在消除这些差异。
3. 与新《企业所得税法》所体现的强化行业性税收优惠、弱化地域性税收优惠的理念保持一致。以往，法律上明确规定了区内的高新技术企业享受的企业所得税优惠，例如“国家高新技术产业开发区内新创办的高新技术企业经严格认定后，自获利年度起两年内免征所得税，两年后减按 15% 的税率征收企业所得税。”，没有明确规定区外的高新技术企业享受的企业所得税优惠；根据新《企业所得税法》的规定，“国家需要重点扶持的高新技术企业，减按 15% 的税率征收企业所得税。”即，区内、区外的高新技术企业享受统一的企业所得税优惠。新办法统一高新技术企业的认定条件和认定程序，遵循了新《企业所得税法》的这一理念。

二、在认定条件方面，采用更加具体、合理的高新技术企业认定条件

旧办法规定的高新技术企业的一些认定条件，例如研究开发费用占销售收入的比重等规定，由于缺乏具体的统计标准，统计随意性较大，不够合理；而且，一些地方的财税主管部门对高新技术企业的这些认定条件和有关操作环节的认同度不高，导致一些高新技术企业享受税收优惠的手续比较复杂。

新办法与旧办法相比，在高新技术企业的认定条件方面，强化或新增了一些重要的条件，删除了一些不合理的条件，使高新技术企业的认定条件整体更加合理。具体请看下述表格。

以上の運営期間が経過しており、運営メカニズムが良好であること」、「年間の売上総額が 3000 万元以上あり、従業員 1 人当たりの労働生産性が 15 万元/年以上あり、1 年間の 1 人当たりの平均利益+税金は 3 万元以上、かつその規模に適した生産・経営場所及び施設があること」、「企業の登録経営機関が 10 年以上であること」などである。一方、区内のハイテク企業はこれらの条件を具備する必要はなかった。新弁法によると、これらの違いが取り除かれることになる。

2. **ハイテク産業開発区の企業のハイテク企業の認定条件及び認定手続の方面での違いをなくし、異なるハイテク産業開発区内の企業の発展の調和をとること。**従来、区内企業のハイテク企業に対する認定には統一した規定があったものの、実践においては、異なるハイテク産業開発区では、異なるハイテク企業の認定条件及び認定手続が実施されていた。新弁法ではこれらの違いが取り除かれることになる。
3. **新「企業所得税法」で体现される業種別租税特恵を強化し、地域別租税特恵を弱めるという方針と一致するようにする。**従来、法律では、区内のハイテク企業が受ける企業所得税の特恵を明確に定めており、たとえば「国家ハイテク産業開発区内で新設したハイテク企業は厳格な認定を受けた後、利益を計上した年度から 2 年以内は所得税を免除し、2 年後は 15% の税率で企業所得税を納付する。」と定めていたが、区外のハイテク企業が受ける企業所得税の特恵については明確に定められていなかった。新「企業所得税法」の規定によると、「国が重点的にサポートする必要のあるハイテク企業は、15% の税率で企業所得税を納付する。」とされており、つまり、区内と区外のハイテク企業は統一した企業所得税の特恵を受けることになる。新弁法がハイテク企業の認定条件と認定手続を統一した背景には、新「企業所得税」のこの方針が拠り所となっている。

二、認定条件についてみた場合、より具体的で合理的なハイテク企業認定条件が採用されている。

旧弁法に定められているハイテク企業の認定条件の一部について、たとえば研究開発費用が販売収入に占める割合等の規定は、具体的な統計基準が欠けており、統計の任意性が高く、合理的と言うには充分ではなかった。しかも、一部の地方の财税主管部门のハイテク企業に対するこれらの認定条件とかかる実務の段階での認識度は高くなかったことから、一部のハイテク企業が租税特恵を受ける手続は複雑化してしまっていた。

新弁法は旧弁法と比べ、ハイテク企業の認定条件の方面で、一部の重要な条件は強化され、又は新たに追加されたが、反対に、一部の合理的ではない条件は削除され、ハイテク企業の認定条件は全体的にみてより合理的なものとなっている。具体的な内容については下表をご参照いただきたい。

认定结果公示等环节,进一步规范化了高新技术企业的申请和认定程序。具体请看下述表格。

価、専門家による認定、認定結果の公示といった段階が新たに追加されており、ハイテク企業の申請と認定手続が一層規範化されている。具体的な内容は下表をご覧ください。

旧办法の規定 (区内の規定 を例)	新办法の規定
<ul style="list-style-type: none"> - 高新技术企业的认定,须向高新技术产业开发区管委会提出申请。 - 经高新技术产业开发区管委会审核后,由省、市科技行政管理部门批准并发给高新技术企业证书。 	<ul style="list-style-type: none"> - 企业的自我评价及申请。即,企业登录有关管理网站,对照认定条件,进行自我评价。企业自己认为符合条件的,可以提出认定申请。 - 企业提交材料。 - 认定机构的合规性审查。即,认定机构组织专家对申报企业进行审查,提出认定意见。 - 认定机构的认定、公示和发证。即, <ul style="list-style-type: none"> ➢ 认定机构对企业进行认定; ➢ 将经认定的高新技术企业在有关管理网站公示15个工作日; ➢ 公示后没有异议的,认定机构在有关管理网站正式公告认定结果,并向企业颁发“高新技术企业证书”。

旧办法の規定 (区内の規定 を例にとる)	新办法の規定
<ul style="list-style-type: none"> - ハイテク企業の認定は、ハイテク産業開発区管理委員会に申請を行わなければならない。 - ハイテク産業開発区管理委員会の審査認定を受けた後、省や市の科学技術行政管理部门が許可し、ハイテク企業証書を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 企業の自己評価及び申請。つまり、企業が関連する管理ウェブサイトアクセスし、認定条件を確認し、自己評価を行う。企業が条件に適合すると自ら判断した場合、認定申請を行うことができる。 - 企業が資料提出。 - 認定機関によるコンプライアンスチェック。つまり、認定機関が申請企業の審査を専門家に依頼し、認定意見を出してもらう。 - 認定機関による認定、公示及び証書交付。つまり、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定機関が企業に対し認定を行う。 ➢ 認定を受けたハイテク企業は関連する管理ウェブサイトで15業務日公示する。 ➢ 公示後、異議が出されなかった場合、認定機関は関連する管理ウェブサイトにて認定結果を正式に公告し、かつ企業に「ハイテク企業証書」を交付する。

律師理解,新办法更加注重引导企业的研发行为,更加鼓励企业增强自主创新能力,对推动中国高新技术产业升级发展具有积极意义。

新办法は企業の研究開発行為の指導に一層注意を払い、企業が自主革新能力を強化することを一層奨励し、中国のハイテク産業のグレードアップと発展を促進するうえで積極的な意味をもつものと筆者は考える。

根据新办法,为使高新技术企业的认定条件中的企业的研究开发组织水平等指标有章可循,有关政府主管部门将另行制定《高新技术企业认定管理工作指引》;另外,新办法的附件《国家重点支持的高新技术领域》与现行的《中国高新技术产品目录》和《鼓励外商投资高新技术产品目录》之间具有何种关系、在实践操作中如何适用等,目前没有明确的规定。对于这些问题,律师也将持续关注。

新办法によると、ハイテク企業の認定条件中の企業の研究開発水準の指標の拠り所とするべく、関係政府主管部門は「ハイテク企業認定管理作業手引」を別途制定する予定である。また、新办法の付属文書「国が重点的にサポートするハイテク分野」は現行の「中国ハイテク製品目録」及び「外商投資を奨励するハイテク製品目録」との間でどのような関係があるのか、実践で取扱いにあたってはどのように適用するのか等については、現在のところ明確な規定はない。これらの問題については、筆者も引き続き関心を払っていきたい。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:

高新技术企业认定管理办法

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7827192.html>

国家高新技术产业开发区外高新技术企业认定条件和办法(国科发火字(1996)018号)

<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/gxjs/P020060619678169069177.pdf>

国家高新技术产业开发区高新技术企业认定条件和办法(国科发火字(2000)324号)

備考:

関連する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下のURLをクリックしてください。

ハイテク企業認定管理弁法

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7827192.html>

国家ハイテク産業開発区外のハイテク企業認定条件及び弁法(国科発火字[1996]018号)

<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/gxjs/P020060619678169069177.pdf>

国家ハイテク産業開発区ハイテク企業認定及び弁法

http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60688.htm

(里兆律师事务所 2008 年 05 月 16 日整理编写)

(国科発火字[2000]324 号)

http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60688.htm

(里兆法律事務所が 2008 年 5 月 16 日付で作成)